

■第408回食品安全委員会

日時：平成23年11月24日（木）14：00～14：54

傍聴者：5名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

（ア）農薬 11品目（6）～11）はポジティブリスト制度関連）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1) グルホシネート | 2) クロマフェノジド |
| 3) スピロメシフェン | 4) ピリオフェノン |
| 5) フルミオキサジン | 6) オキシテトラサイクリン |
| 7) トラルコキシジム | 8) フェノキシカルブ |
| 9) フルチアセットメチル | 10) プロスルフロン |
| 11) ヘキシチアゾクス | |

（イ）動物用医薬品 1品目（ポジティブリスト制度関連）

12) オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン

- ・厚生労働省及び担当委員の廣瀬委員から説明。
- ・「クロマフェノジド」、「スピロメシフェン」の農薬2品目については、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとし、農薬「オキシテトラサイクリン」については、動物用医薬品である「オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン」に含まれることから、先に肥料・飼料等専門調査会で審議を行った後、農薬専門調査会で審議を行うこととなった。その他の農薬8品目については、農薬専門調査会において審議することとなった。

- * 1) 除草剤で、かんきつ、キャベツ等に使用します。今回、みつば、たけのこ、ホップへの適用拡大申請がされています。
- * 2) 殺虫剤で、りんご、キャベツ等に使用します。今回、みずいも、やまのいも、パセリ、みつば、せり、ほうれんそう、グアバ、しそへの適用拡大申請がされています。
- * 3) 殺虫剤（殺ダニ剤）で、トマト、ピーマン等に使用します。
今回、とうがらし類への適用拡大申請及びセロリ、未成熟いんげん等へのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）申請がされています。
- * 4) 殺菌剤で、今回、小麦、なす、きゅうり、いちごへの新規登録申請がされています。
- * 5) 除草剤で、だいず、りんご等に使用します。今回、えだまめへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。
- * 6) 殺菌剤で、りんご、もも等に使用します。今回、あんずへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。
- * 7) 10) 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。
- * 8) 殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。
- * 9) 除草剤で、とうもろこし等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。
- * 11) 殺虫剤（殺ダニ剤）で、あずき、かんきつ、りんご等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。
- * 12) テトラサイクリン系抗生物質で、動物用医薬品として、牛、豚、鶏等に使用されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（2）農薬専門調査会における審議結果について

- 1) 「メタゾスルフロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・担当委員の廣瀬委員及び事務局から説明。
 - ・評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
 - * 除草剤で、水稲への新規登録申請がされています。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

1) 動物用医薬品「アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤（ピレキシシ10%）」に係る食品健康影響評価について

・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

* 豚（哺乳豚を除く）の細菌性肺炎における解熱に用いられる動物用医薬品としての承認申請がされています。

(4) 微生物・ウイルス関係ハザードに係るファクトシートの作成について（報告）

・事務局から報告。

・委員会のホームページで公表することとなった。